

1. 水質測定の実施内容

1. 測定期間

平成24年4月～平成25年3月

2. 測定地点

測定地点図は次頁のとおり

河川水質調査 64 地点

海域水質調査 38 地点

3. 測定項目

(1) 生活環境項目（一般項目）

水素イオン濃度(pH)、溶存酸素量(DO)、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質量(SS)、大腸菌群数、ノルマルヘキサン抽出物質(油分等)、全窒素(T-N)、全燐(T-P)、全亜鉛(Zn)

(2) 健康項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素、1,4-ジオキサン

(3) 特殊項目

フェノール類、銅、亜鉛、鉄(溶解性)、マンガン(溶解性)、クロム

(4) 要監視項目

クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシン銅(有機銅)、クロロタロニル(TPN)、プロピザミド、EPN、ジクロルボス(DDVP)、フェノブカルブ(BPMC)、イプロベンホス(IBP)、クロルニトロフェン(CNP)、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン

(5) その他の項目

トリハロメタン生成能、塩素イオン、クロロフィルa、陰イオン界面活性剤(MBAS)、アンモニア性窒素、全有機性窒素、燐酸態燐、濁度、電気伝導度

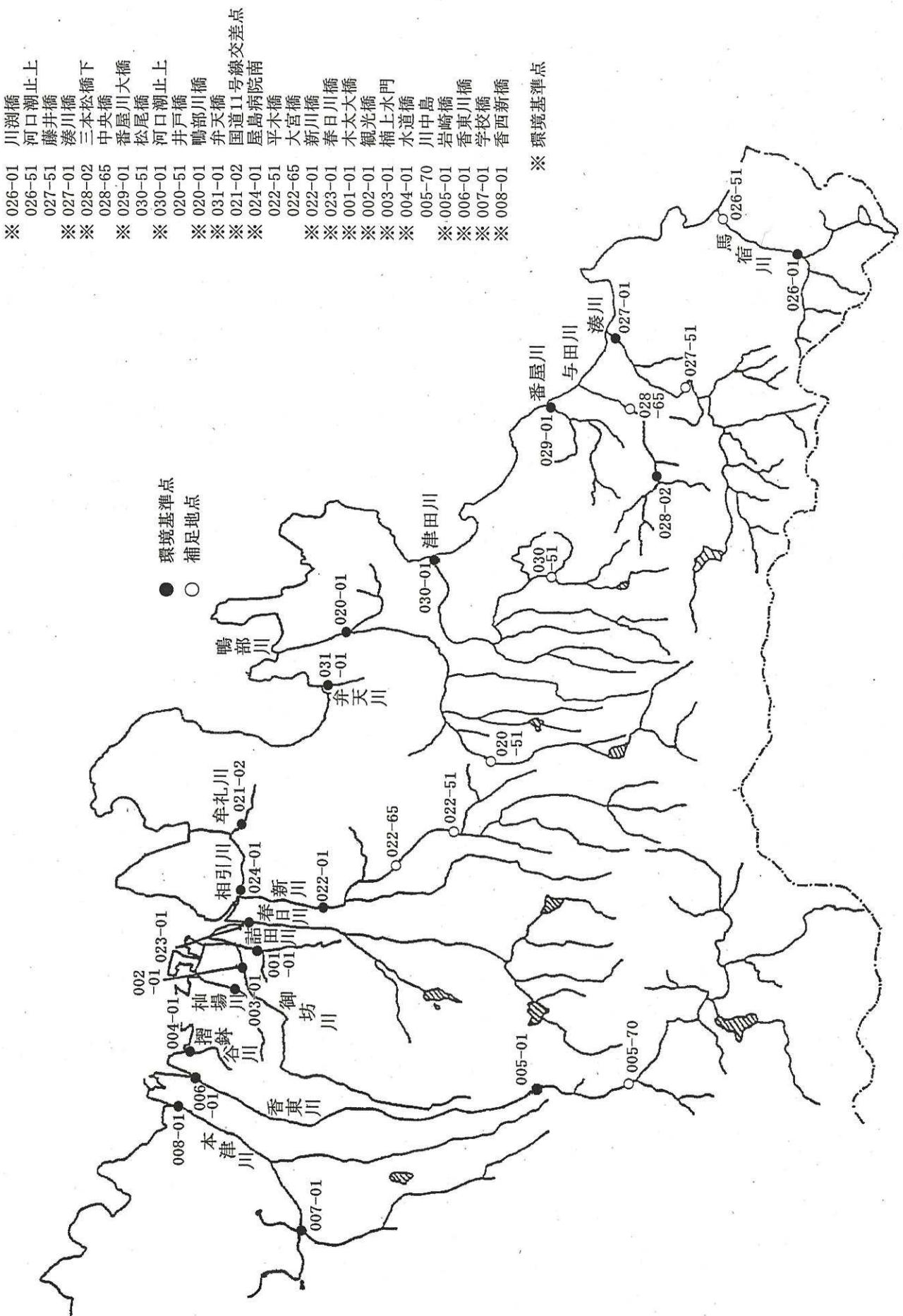
4. 採水・測定機関

県環境管理課、環境保健研究センター、小豆総合事務所、高松市環境指導課、高松市上下水道局、国土交通省四国地方整備局(四国技術事務所)、(社)香川県薬剤師会検査センター、シコク分析センター(株)、(財)阪大微生物病研究会観音寺研究所、その他民間検査機関

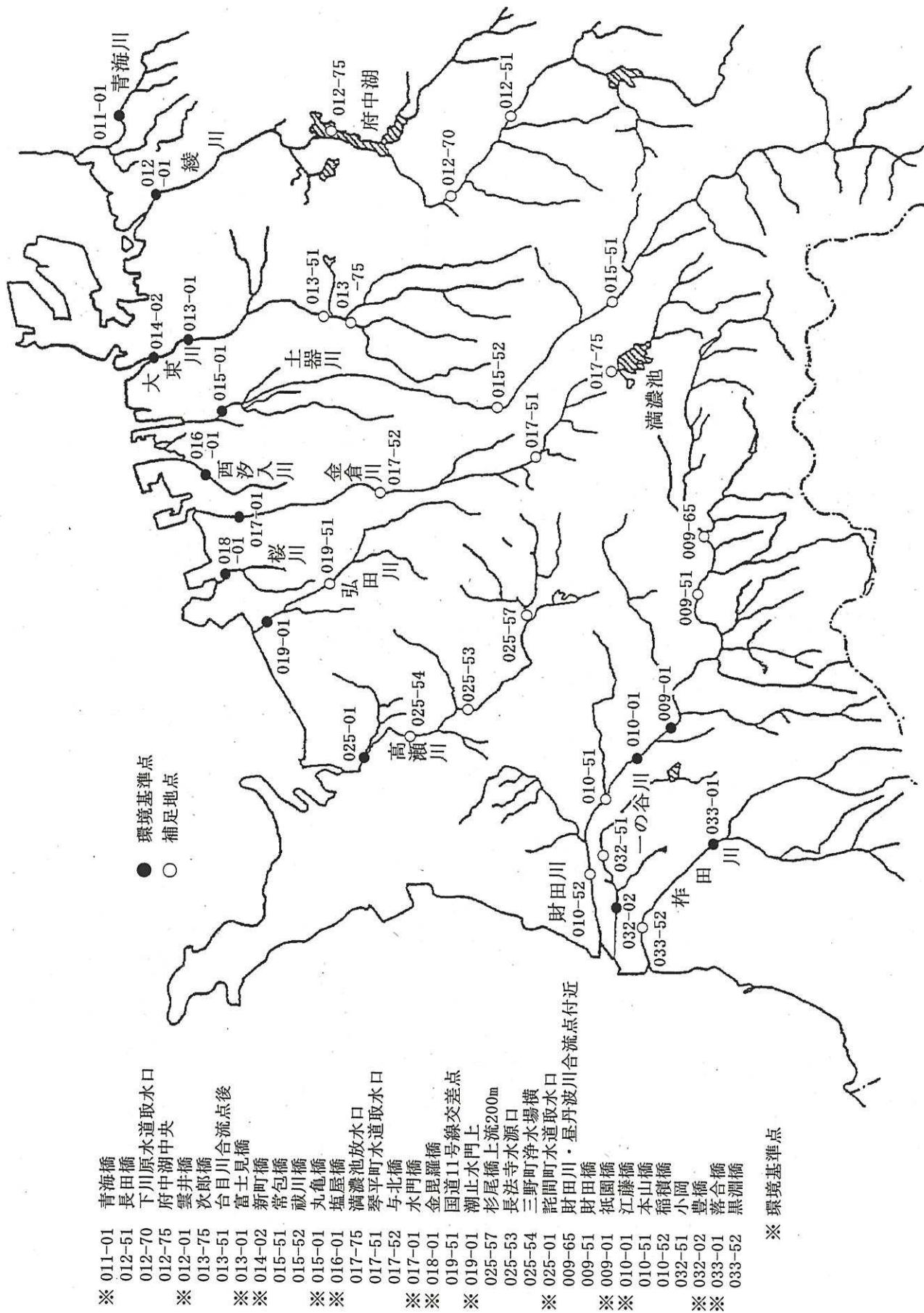
5. 分析方法

生活環境項目及び健康項目については、水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号)の測定方法の欄に掲げるとおりとし、その他の項目については、別に定める方法によるものとする。

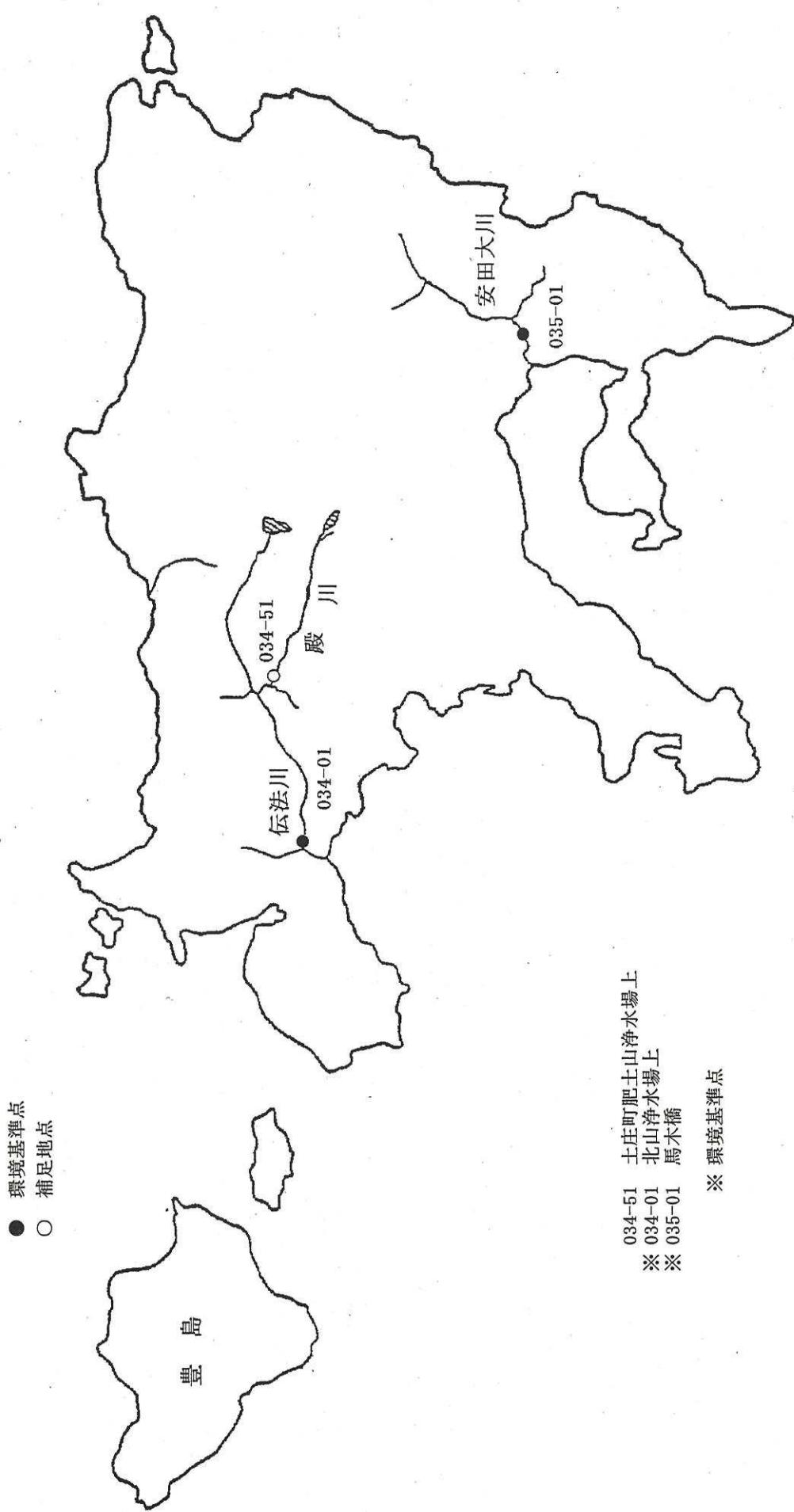
河川水質測定地点図(1)



河川水質測定地点図(2)

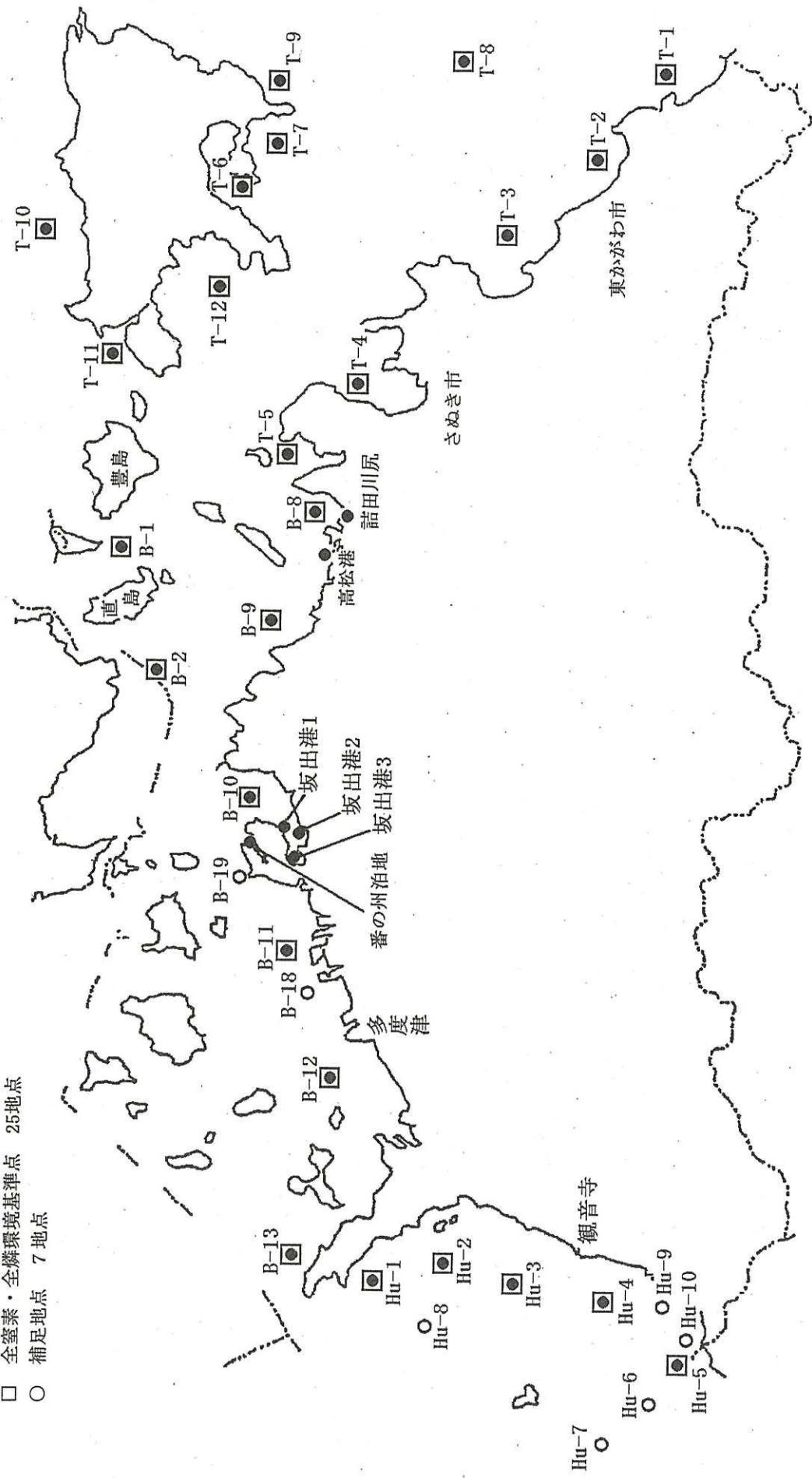


河川水質測定地点図(3)



海域環境基準点、補足地点水質測定地点図

- COD等環境基準点 31地点
- 全窒素・全磷環境基準点 25地点
- 準足地点 7地点



環境基準類型図



○ 金審査、全燃費標準地点
■ 金審査、全燃費標準基準境界線
海域は全てII類型

備後瀬戸(口)

備後瀬戸(ハ)

備後瀬戸(ア)

本島

広島

大島

西島

人島

金倉川

弘田川

土器川

高瀬川

除田川

2. 水質汚濁に係る環境基準について（抜粋）

昭和 46 年 12 月 28 日
環境庁告示第 59 号

改正 昭 49 環庁告 63・昭 50 環庁告 3・昭 57 環庁告 41・昭 57 環庁告 140・昭 60 環庁告 29・昭 61 環庁告 1・平 3 環庁告 78・平 5 環庁告 16・平 5 環庁告 65・平 7 環庁告 17・平 10 環庁告 15・平 11 環庁告 14・平 12 環庁告 22・平 15 環省告 123・平 20 環省告 40・平 21 環省告 78・平 23 環省告 94・平 24 環省告 84・平 24 環省告 127・平 25 環省告 30

公害対策基本法（昭和 42 年法律第 132 号）第 9 条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準を次のとおり告示する。

水質汚濁に係る環境基準について

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境（同法第 2 条第 3 項で規定するものをいう。以下同じ。）を保全するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、次のとおりとする。

（昭 57 環庁告 140・平 7 環庁告 17・一部改正）

第 1 環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護および生活環境の保全に関し、それぞれ次のとおりとする。

1 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、別表 1 の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、別表 2 の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当する水域類型ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(2) 水域類型の指定を行うに当たっては、次に掲げる事項によること。

ア 水質汚濁に係る公害が著しくなつており、又は著しくなるおそれのある水域を優先すること。

イ 当該水域における水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況等を勘案すること。

ウ 当該水域の利用目的及び将来の利用目的に配慮すること。

エ 当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。

オ 目標達成のための施策との関連に留意し、達成期間を設定すること。

カ 対象水域が、2 以上の都道府県の区域に属する公共用水域（以下「県際水域」という。）の一部の水域であるときは、水域類型の指定は、当該県際水域に関し、関係都道府県知事が行う水域類型の指定と原則として同一の日付けで行うこと。

（昭 49 環庁告 63・昭 61 環庁告 1・平 10 環庁告 15・平 12 環庁告 22・一部改正）

第2 公用用水域の水質の測定方法等

環境基準の達成状況を調査するため、公用用水域の水質の測定を行なう場合には、次の事項に留意することとする。

- (1) 測定方法は、別表1および別表2の測定方法の欄に掲げるとおりとする。

この場合においては、測定点の位置の選定、試料の採取および操作等については、水域の利水目的との関連を考慮しつつ、最も適当と考えられる方法によるものとする。

- (2) 測定の実施は、人の健康の保護に関する環境基準の関係項目については、公用用水域の水量の如何を問わずに隨時、生活環境の保全に関する環境基準の関係項目については、公用用水域が通常の状態（河川にあつては低水量以上の流量がある場合、湖沼にあつては低水位以上の水位にある場合等をいうものとする。）の下にある場合に、それぞれ適宜行なうこととする。
- (3) 測定結果に基づき水域の水質汚濁の状況が環境基準に適合しているか否かを判断する場合には、水域の特性を考慮して、2ないし3地点の測定結果を総合的に勘案するものとする。

第3 環境基準の達成期間等

環境基準の達成に必要な期間およびこの期間が長期間である場合の措置は、次のとおりとする。

1 人の健康の保護に関する環境基準

これについては、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。

2 生活環境の保全に関する環境基準

これについては、各公用用水域ごとに、おおむね次の区分により、施策の推進とあいまつつ、可及的速かにその達成維持を図るものとする。

- (1) 現に著しい人口集中、大規模な工業開発等が進行している地域に係る水域で著しい水質汚濁が生じているものまたは生じつつあるものについては、5年以内に達成することを目途とする。ただし、これらの水域のうち、水質汚濁が極めて著しいため、水質の改善のための施策を総合的に講じても、この期間内における達成が困難と考えられる水域については、当面、暫定的な改善目標値を適宜設定することにより、段階的に当該水域の水質の改善を図りつつ、極力環境基準の速やかな達成を期することとする。
- (2) 水質汚濁防止を図る必要のある公用用水域のうち、(1)の水域以外の水域については、設定後直ちに達成され、維持されるよう水質汚濁の防止に努めることとする。

第4 環境基準の見直し

1 環境基準は、次により、適宜改訂することとする。

- (1) 科学的な判断の向上に伴う基準値の変更および環境上の条件となる項目の追加等
(2) 水質汚濁の状況、水質汚濁源の事情等の変化に伴う環境上の条件となる項目の追加等
(3) 水域の利用の態様の変化等事情の変更に伴う各水域類型の該当水域および当該水域類型に係る環境基準の達成期間の変更

2 1の(3)に係る環境基準の改定は、第1の2の(2)に準じて行うものとする。